さいたま市市民活動サポートセンター　臨時運営協議会　会議録

日時：2016(平成28)年2月1日（月）19：00～20：45
会場：さいたま市市民活動サポートセンター北ラウンジ
出席：【委員】薄井俊二、尾内浩子、織田真由美、栗原 保、杉 尚明、鈴木英善、平 修久、滝澤玲子、轟 和宏、土橋康夫、野代幸一、萩原淳司、堀越栄子
【事務局】指定管理者：大工原 潤、徳永 緑
さいたま市：新藤達也、久保巨樹、大石隆二
座長：平 修久　記録：徳永 緑　傍聴：5名

次第：
（座長より臨時会議招集の理由説明）
（１）整備基本計画に基づく「協働管理運営」のしくみについて（資料1）
（さいたま市市民協働推進課より報告と質疑）
（２）市民活動サポートセンターの行政直営準備について
・行政直営準備状況（予算・運営体制）
・「協働管理運営」の継続方法と運営協議会の体制・予定等
・基準見直しの進め方
（運営協議会の機能と役割について意見交換）
（３）「協働管理運営」の継続について（資料2～3）※管理運営要領および運営協議会設置要綱
・運営協議会の構成
・利用者懇談会の開催と機能
・評価の体制
（指定管理者より報告と質疑）
（４）指定管理者が運用してきた運営ルール等について（資料4）
（その他）
（５）その他の提案等

協議：
（１）整備基本計画に基づく「協働管理運営」のしくみについて（資料1）

平：サポートセンター運営は本年4月から直営方式となり、今までと運営方法が異なることが想定される。直営に向けての市の見解や予定については、今日時点で話せることを話していただく。4月以降の運営を想定し、この際変えてほしいこと等を含めて協議するため臨時会議を招集した。協働管理運営について、資料の「整備基本計画」の記載内容を改めて確認いただきたいが、この計画に書かれている点は生きているとみてよいか。
織田：生きているとみてよい。
平：では、「整備基本計画」に書かれていることが、直営となっても引き続き実現するよう努めていくこととなる。計画の31ページに記載された3つの理念「①市民に対して開かれた施設」「②市民の提案を受け入れながら市民とともに成長する施設」「③市民にとって集まりやすく居心地のよい施

設」と、「さいたま市型協働管理運営方式」の 4 点「①市民の主体性と自主性を活かした管理運営形態であること」「②管理運営の実施主体には市民がその中心に据えられるべきであること」「③管理運営にたずさわる市民（市民団体）が過剰な負担を負うことがないこと」「④管理運営そのものが市民と行政の協働の実現に寄与するものであること」は、継続されることを確認した。ただし、「協働管理運営方式の②」については、一時的に異なる状況が起こるが、「協働管理運営」を具体化していくために②も重要であり、極力直営の期間を短くすることが必要という認識を、現時点で運営協議会として持つことが求められる。もちろん、4 月以降に直営となり、直営の方がいいということになれば、この見方が変わる可能性もある。また、直営は年単位にならざるを得ないため、最短でも 1 年、ずるずるいくと 2 年～3 年となることも想定し、運営協議会としてはあらゆる努力をして 1 年で直営を終わせることを前提として議論することを確認したいがよろしいか。

（全員同意）

平：では続いて「サポートセンター管理運営要領」の「協働管理運営のイメージ図」を確認いただきたい。現段階では指定管理者制度に基づく図であるが、「協働管理運営組織」の中の「運営協議会」「利用者懇談会」は現時点では存在するため、本日の主な議題にしている。直営方式でも協働が実現するために重要な位置づけであることを確認したい。ここまでで、本日の臨時会議の理由説明とさせていただくがよろしいか。

（全員同意）

（２）市民活動サポートセンターの行政直営準備について

平：では、市民協働推進課より行政直営準備について報告をお願いしたい。

織田：直営ついて話せる範囲であるが、予算案を明日からの 2 月議会に上程するため、決定したことはまだなく、詳しくは話せないことをご了解いただきたい。市としてはあくまでも予算案を作成した段階であり、最終的には議決によらなければ決定できない。そのような中でも予算案の概要は既に公表されており、各区の情報公開コーナーに設置されている。窓口業務及び交流イベント事業の委託、セミナー事業の謝金、リース料など、予算額が計上されているが、この予算額には職員の人件費は含まれていない。

次に、運営体制について、去る 1 月 1 日付けで、協働推進課の係から 1 人、2 月 1 日付けで局内から 1 人の計 2 人が直営での業務担当として配置し､本日から指定管理者の協力で引継を進めている。運営体制上必要な人員数を要求しているが、市全体の職員配置の中での位置づけになるため、まだ確定はしていない。

運営協議会の体制については、利用市民の意見を汲み上げる仕組みとして「協働管理運営組織」が必要だと認識している。ただ、運営協議会の設置は指定管理者が担っていたものが、4 月からは市が設置者となるため、今後市が設置要綱を作成することになる。現時点ではまだ、設置要綱の内容についても、諸々の体制についても、検討を進めている段階である。

基準の見直しについても、方向性を検討している段階であり、何も決定しておらず、実際に管理基準を定めるのは 4 月以降直営を始めてからになると考えられる。多くが現在検討中であり、はっきりしたことは今の段階ではわからないことをご了解いただきたい。3 月の運営協議会の際には、ある程度のことをお話しできる状況になっていると思われる。

平：具体的なことはこれからとのことで、今の報告以上の内容は無理かと思うが、現段階であえて聞いておきたいことなど、質問はあればお願いしたい。

堀越：行政の一般的な進め方として、直営の期間を短くすることはどこまで可能か。

織田：1 年は難しいと考える。指定管理者を募集するのに 1 年はかかるため、まず、管理運営基準を決めないと募集要件が定まらず、指定管理者の募集ができない。基準が決まったあとの指定管理者募集が最短であり、また、4 月 1 日からのスタートがスムーズな指定管理者の定め方であるため、1 年は無理だと考える。

平：1 年の可能性はあっても、現状では 2 年が最短だとの見解か。

織田：確定ではないが、今後を考える参考スケジュールとしては、2 年が最短であると考えている。

尾内：見直しの進め方について。冒頭で「協働管理運営」の基本の考え方を座長が確認したが、3 つの理念の考え方は変わらず、市民の意見を取入れる予定か。

織田：どのような形でとりいれるかは未定であるが、市民の意見を取入れながら決める予定である。

尾内：予算案について、いくらか。

織田：事業全体額は 6000 万円ちょっとであり、その中で細かく分かれている。

杉：4 月 1 日から業務委託の予定は示されているのか。

織田：予算案が可決された前提で、業務委託にかかる手続き、業者を決める手続きは進めている。

萩原：新聞では現在より市の支出が増えることが書かれている。行政改革の観点から、それだけの予算を費やして、何が改善されるのかという市民の疑問が出てくることにどう応えるのか。

織田：費用が増大していることもあり、なるべく早く管理基準を策定して指定管理者制度に戻すことを考えることとなる。

萩原：費用が増大して、特にサービスがよくなる、24 時間管理になるとかのメリットが望めるのか。

土橋：議会の模様をすべて確認したわけではないが、発言された言葉の端々をみると、新たな管理基準のための直営であり、市民としては、サービスが悪くなることは想定内である。議会の指摘を受けた見直しを次年度に活かすのであれば、直近の現実問題として、ロッカーの来年度の申請受理の運用を考える必要があるのではないか。議会では、優先利用の指摘があり、申請と選定について、議会はどう考えているのか、どう今後改善するのが望ましいかを確認し、次年度受付の前に対応しないとまずいのではないか。この基準は 3 月までに決めないと、次年度の運営に反映されないこととなるが、そう決定されてもいいのか。

織田：新しい管理基準が決まるまでは今のままでいくこととなる。新しい管理基準については、市民の意見等を取入れた結果、変わる可能性も考えられる。

（３）「協働管理運営」の継続について（資料 2～3）

平：運営協議会について、4 月以降はこうしてほしいことを意見交換する。まず、協議会の構成について、「設置要綱」の 3 条に、「18 名以内」であること、「有識者、市民、市民活動団体の代表者、さいたま市職員及び指定管理者である市民活動団体の理事」が示されているが、今後はどういう人に構成メンバーになってほしいか。

織田：運営協議会の設置については、直営後は市が設置することとなるため、みなさんのご意見は参考にするが、すべてを反映することができるかが不明である。市で協議して決定することを、前提と

して確認しておきたい。

平：この運営協議会としてまとめるのではなく、みなさんのご意見を市に受け止めていただくこととする。事務局から、18 名の構成別人数を教えてほしい。

大工原：市民活動団体 5 人、公募市民 5 人、学識者 2 人、企業 2 人、市民活動支援団体（現状では地区社協と生協）2 人、市職員と指定管理者職員が 1 人ずつである。

平：自治会も市民活動団体に含まれている。この構成について意見があればお願いしたい。

杉：この「設置要綱」を含めて、直営になっても運営協議会は設置しなければならないのか、なくてもいいという方向にあるのか、根本的な問題を確認したい。

織田：市民の意見を取入れながら成長するサポートセンターのために必要と考える。

杉：では、「設置要綱」の（4）の「その他センターの管理運営に必要な事項」として、「基準の見直し」の提言を入れられるのか。入れてほしいと考える。

平：運営協議会としても、「基準の見直し」について意見を述べる機会をもってほしいということか。

杉：そう考える。

堀越：「管理運営要領」の 1 条と 2 条に要領の趣旨と「協働管理運営」の定義が書かれており、定義が示されているのはここしかないが、この定義は生きていると考えていいか。

織田：1 条と 2 条は生きており、3 条の「指定管理者」の業務分担を替えることになると思われる。

堀越：では、1 条の「この要領は、サポートセンターの管理運営を市民と市との協働により行うため、必要な事項を定めるものとする」、2 条の「この要領において「協働管理運営」とはセンターが市民活動を推進し、支援するための拠点であり、より良い協働の関係及び仕組みを育てていくための実践的な拠点であることを踏まえ、センターを利用する者の意見をセンターの管理運営に反映していくとともに、市民と市が調整、協力、役割分担を行い、それぞれの持っている資源を効果的に投入し、活用しながらセンターの管理運営を行うことをいう」は生かすことでよろしいか。直営では「協働管理運営」は難しいが、この定義は生きていることを確認したい。

織田：そのようにしていきたい。

萩原：委託事業者はどのくらいいるのか。

織田：窓口業務は 1 業者を想定している。イベントは何業者になるかは未確定である。

萩原：運営協議会の構成メンバーに委託業者がはいるのか。

織田：委託業者が入れるかどうかは詰めていない。

萩原：スポーツ施設等での委託では、サービス性を重視して業者を含めた三者で協議会を持っているケースもある。

織田：仕様書にその文言がないため、協議会参加は無理だと思う。

平：正式の構成メンバーでないオブザーバー参加もあり得るが、萩原委員としては委託業者の参加が望ましいと考えるか。

萩原：直営で業務委託の場合でも受託事業者が、利用者との話し合いに積極的に応じているところはある。

平：公募市民について、現在は 5 人だが、この人数はどうか。これまでの公募において応募数はどうだったか。

大工原：今回はいままでになく注目を集めているので読めないが、これまでは定員を少し上回る応募があった。

轟：市は、今後も現状のバランスでいいと考えているのか。

織田：検討中である。

平：今後の意見や要望として、「企業」「市民活動支援団体」が必要と考えるか。設置要綱にその文言がなく、通常は入っていなくても、「等」などで読み含めるが、ここは従前どおり、「企業」「市民活動支援団体」にも入ってもらう方向でよいか。

（全員合意）

平：人数と構成は現状でよい方向を確認した。では、「利用者懇談会の開催と機能について」現状どおり、市としても継続の予定でよいか。回数は 4 回程度が規程されているものの、今年度は外に出ての開催など、頑張ってきた実績があるが、この辺りは継続を希望するか。

土橋：「利用者懇談会」といいつつ、実はサポートセンターのアピールの場である。まずは、サポセンがどんな機能をもつのか知ってもらい、よりよい市民協働のために市民に理解してもらうことが必要である。そのためのニーズを把握する場ともなっている。そこに、次期の利用者懇談会でも力を入れて運営していただきたい。サポセンについての誤解を取り除く努力を続ける意味でも、大事にしていただきたい。

平：今のお話は「利用者懇談会の機能、役割の話」でもあり、市にはぜひ継続をお願いしたい。

土橋：前項の部分（直営準備について）で意見を言うべきだったことであるが、直営に向けての利用者の意見が、配付されている情報紙「おーぷん」に掲載されている。また、もっと詳しい生の意見は、WEB 上での公開とともに、資料閲覧コーナーで閲覧できる予定と聞いている。ここで、利用者の意見として一番多いのは、「サービスの継続」「イベント企画の継続」であることを考えていただきたい。利用団体は、年間計画の 1 年の流れの中で、サポセン事業をベースに立案しているところがある。今度のコムナーレフェスティバルでも、139 団体が準備を進めているが、そうした市民のポテンシャルを継続させ、市のリリーフ期間であっても市民の期待を守る必要があることを確認してほしい。直営では無理だとあきらめず、市民や利用団体の要望・期待に応えことも必要であることを考慮していただきたい。

平：イベント等の年間スケジュールを早めに出していただきたい。

土橋：団体の年間計画にそって期待に応えることが必要である。

平：予算が可決されれば、どんなイベントを実施するか公表できる。

堀越：これまでの協働管理運営では、市民参加型のイベントを行ってきている。委託で参加型のイベントを実現できるが分からないが、この方式は大事にしてほしい。

平：利用者との関係づくりにおいては、イベントのやり方は大きいと考える。これまでは、利用者をお客さん扱いしない感覚で運営してきているが、この感覚を変えてはいけない自覚を市民が持てるように継続していかねばならない。イベントについては、大きいイベントや小さいイベントなどで、これまでの内容を確認できるか。

徳永：資料 4 の「指定管理者が運用してきた運営ルール等について」に、指定管理者が利用者との関係づくりを求めて実施してきた事業をまとめているので見ていただきたい。ここにあげているのは、仕様書には実施事業として示されていないが、整備基本計画に基づいた「6 つの機能」を高めるために、指定管理者が独自に進めてきたものである。

交流イベントプロジェクトに位置付けたイベントでは、「潜在層喚起の工夫」がある。利用者の中で、市民活動を目的としない来館者にも日常的に利用できる「市民活動優先スペース」を設け、市民活動の一歩となる情報提供を行ってきた。「市民活動サロン」は、身近な話題をテーマに語り合う場で、平均すると 2 月に 1 回のペースで開催してきた。また、「子育て世代の社会参加」を促進

する場面づくりをとおして、小さな子どもとともに参加できる機会を定期的に広げてきた。また、この広い空間での団体間の理解促進や交流を進めるために、季節感のある、たとえば七夕やクリスマスなどの展示企画や、テーマを設けた展示を行ってきた。本年度は、コミュニティカフェの展示を開催したが大変好評だった。

サポートセンターの機能を高める情報受発信の面では、「メールニュース」の配信によるサポートセンター事業の定期的な案内、2011 年度からであるが Facebook の発信をとおした不特定多数の市民への発信を行っている。

セミナーは指定管理業務に位置付けられるが、その中で、利用する市民自身の企画による「公募セミナー」企画をとおして、セミナー運営を学ぶ人材育成の場面をつくってきた。

サポートセンターで来館者を待つだけでなく「調査」をとおして、毎年度テーマを設けた市民活動支援のニーズ把握に努めてきた。本年度は「協働」をテーマに、市民活動団体、社会福祉協議会職員、市役所職員、企業への調査を実施し、昨年度は「寄付による市民活動への参加」をテーマとしている。またこの調査結果を分析し、多くの市民と結果を共有するための「研究会等の設置と運営」により、指定管理者だけでの企画運営では得られない幅広い視点を得られるようにしてきた。

次にあげている「PC・印刷相談会の実施」や「チラシ・会報作成相談会の実施」は、整備基本計画にある「ゼミナール工房」の位置づけもあるため、指定管理者独自の事業と言えない面があるが、相談対応は指定管理者スタッフの専門性を活かして実施している。また、会計税務・労務・行政手続き・法務の各専門相談会は、指定管理者のネットワークを活かしてきている。さらに、ここに示していないが、日常的に受けている相談は月平均 40 件くらいあり、毎月の報告にも添付しているとおりであるが、スタッフが利用者とともに考える姿勢で丁寧に対応してきている。

仕様書に位置付けられた交流イベントの運営方法については、企画委員会や実行委員会による利用者自身が作り上げる過程を重視する方式を継続してきている。

次の「市民活動支援施設ネットワーク構築のための研修プログラム実施」は、支援施設のモデルとして埼玉県域の施設職員の人材交流や研修を企画してきたもので、年 1 回開催している。「営利セクターとの連携推進」は、個別の事業実施のほか、各イベントで企業との連携を促進するプログラムを取り入れている。

また、職場体験やインターン受け入れ、市民パートナー受け入れによる、利用する市民が運営する市民として関わる機会を広げ、市民同士の関係を運営に生かしている。

こうした事業展開の中で、窓口応対やイベントをとおして、また、総合案内近くの「ボランティア募集」「得意技出前募集」の情報提供等により、種々の活動「マッチングのコーディネート」を成果をとして残してきている。

最後に挙げている「交流イベントでの署名・販売・募金の規定」は、条例や規則に基づかない規定であるが、運営協議会や連絡調整会議の「協働管理運営」での協議結果を経て、指定管理者が運用してきた、利用団体の活動参加を広げたものとして記載している。

平：事業に関して 4 月以降の要望があればお願いしたい。

織田：事業の内容についてはこれまでの 8 年間で、一個一個増えてきて、すばらしい歴史の結果であると思うが、立ち上げの時にはできなかったこともあったことを考慮していただきたい。指定管理者の努力で仕様書を超えた事業が成果をあげているが、立ち上げの時と同じ人数、存分な人数配置ができる望みが薄い中で、どのくらいのことが継続できるかは不明であることを承知おき願いたい。

平：今あげていただいたような事業について、やりたい市民の方から、市の手を煩わせない形でやる方

向ができるとよい。それでも、市が音頭をとって、この指とまれでやるべきだと思う事業があれば意見をお願いしたい。

萩原：費用は高くなってサービスは落ちるということになると行政改革の観点から問題である。

轟：イベントは予算をとってあるという話かと思うが、どのイベントに予算がついているのか。

織田：交流フェスティバルを想定している。また、相談業務は弁護士を頼んでお願いしようとしており、サービス提供を継続できると考えている。一つお断りがあるが、電算機器の入れ替えについて、指定管理者が 3 月 31 日まで運営を担うため、その後のサービス停止がなるべく短く済むようにするが、使えない時期があることが想定される。LAN をつなぐのが大変であり、技術的なことでやむをえない点があることもご承知願いたい。

土橋：法人格を持つ団体は 4 月～5 月に総会を開催する場合が多いため、そのあたりを考慮していただき、4 月～5 月を乗り切れるようにしていただきたい。

平：事業の実地についてはできるものとできないものを整理し、できないことを次回の運営協議会で協議するのが現実的だと考える。

薄井：運営の思想が大事だと考える。市民自身が運営するのが大事、市民を育てるのが大事という基本的なスタンスを継続することがサポートセンターの財産になる。例えば、調査活動など難しいと思われるが、出かけていく積極的なやり方を継続していただきたい。

土橋：協働から直営へという見方で話が進んでいるが、実は市民活動推進委員会でもこの点を協議している。これまでずっと同じ団体が担ってきたことの問題もあるかもしれないが、担い手が変わっても思想が変わらない、サービスの継承が大事である。直営だから「？」がつくのはおかしい。継承をテストの視点として直営方式を立ち上げること。直営だからしょうがないではなく、新しい団体への継承のときと同様に市も継承することをめざしてほしい。織田理事長の市民団体が継承するつもりで。

織田：行政の力が弱いと思ったら、市民活動団体が応援してくれるとありがたい。

土橋：それは、指定管理者が運営する場合でも同じことだと思う。

平：市民の持込事業としてやっているものは継続する。そこをどうやって広げていくか、これまでの展示やサロン、セミナーなどを具体的に考えることとなる。

平：議論を利用者懇談会に戻して、直営でも利用者がどう考えているかを聞く必要ある、利用者の要望を聞くだけでなく、要望を語る利用者に動く側に回ってもらうことが必要である。

土橋：利用者懇談会は、サポートセンターの知名度を上げる目的と同時に、市民協働の目線での意見交換が必要だということを確認していただきたい。

平：では、評価の体制について。運営協議会では、毎年度、指定管理者と市民協働推進課の自己評価と、委員による 2 次評価を運営の当事者 2 人を除いて実施してきた。その考え方を踏襲すると、市のメンバーを除いて評価することになるが、どう考えるか。

薄井：運営協議会の性格として、指定管理者のもとで設置されているものであり、その意味で、運営協議会のつくり方、構成が次年度どうなるかで変わってくることはないのか。

平：設置要綱は、必要に応じて作成することとなる。

織田：管理運営要領で定めている、評価を残すこととなる。

平：先程指定管理者制度に戻すまで 2 年かかるとの話があったが、直営 1 年目の振り返りを評価することは極めて重要だと考える。

堀越：よく市の担当課が委員会を置くが、その委員会は行政評価を行っている。直営の場合は市が設置

した委員会で行政評価となるのでは。他の委員会とは別の性格を持たせられるのかどうか。管理運営要領については、行政が決めてよいとされ「3 条」がこの 6 月に変更された。協働の機関として位置づけられた「運営協議会」でも「市民活動推進委員会」でも議論されることなく変更されている。協働の信頼関係の担保があるかどうかを確認しておくことも重要である。第 1 セクターが直営で運営する場合はしくみが違うので、何か起こるかわからない、市も市民も覚悟を決めないと変な形になるのはまずいと思う。協働の議論の中で、その信頼関係の担保がどこにあるのかどうかを確認することは、協働管理運営のこれからの決め手になる。その議論はされているのか。

織田：協働管理運営の「運営協議会」と「利用者懇談会」の 2 つは残す方向で考えている。

堀越：行政の都合が悪くなった場合に引き取らせてもらいますということがありえる。行政が設置した運営協議会になった場合、最終的にどうなるのか見えない部分があり、不安である。

平：協働は対等な関係が原則であり、言い方を変えるとお互いに拒否権を使えるということでもあるが、その拒否権を使わずに話し合うことが必要である。お互いの認識と共通理解を確認していくことが求められている。

堀越：今後どのようにコミュニケーションをとっていけるかである。

萩原：さいたま市は委員会や審議会を要綱ではなく条例による設置としているが、運営協議会も条例設置を検討しているのか。

織田：条例だと間に合わない。

萩原：間に合う間に合わない、の問題ではない。

織田：今のところ要綱に基づくものである。

萩原：条例化になっている事例があるが、運営協議会はそのレベルとは考えていないのか。

織田：いない。

平：この点は、よく議論していただくこととする。

（4） 指定管理者が運用してきた運営ルール等について（資料 4）

徳永：資料 4 は、条例、規則、要綱等の規定はないが、サポートセンターの機能を拡充するために運営協議会での協議等を経て指定管理者が運用してきたものを場面ごとにまとめている。内容別にまとめると全部で 52 項目となっている。

まず、「施設予約の対応」については、開館当初から利用者の利便性を考慮して「1.テーブルの予約」と「2.印刷作業室の予約」を登録団体に限り、1 週間前からの受付を行っている。電話、来館のほか、聴覚に障がいのある団体には FAX 対応をしている。

続いて、「スペース利用の対応」については、まず、「3.市民活動専用スペースと優先スペースの区分」により、市民活動以外の目的で来館した人に空いていれば自習や読書に利用できるスペースを設け、市民活動への入り口を広げることに努めている。また、「4.飲食の可否の区分」により、全館飲料は可としながら、打合せをしながら食事ができる場所を南ラウンジのみに限定し、使い勝手に配慮してきた。食事の目的のみでの利用は、原則断っている。また、打合せの効果を考慮した「5.ホワイトボード・マーカーの貸出」や「6.パーテーションの貸出」、給湯施設の利用に必要な「7.やかんとポットの貸出」を適宜行っている。さらに、オープンスペースでの交流や理解の促進を高めるために、利用団体に「8.サインボードの掲示」をお願いし、使用後は、利用統計に役立ててい

る。また、利用者の誰もが気軽に運営への意見が述べられるよう「9.利用者カードの記入と投函箱の設置」により、意見だけでなく提案や要望、苦情を受け付け、協働管理運営の仕組みである連絡調整会議や運営協議会での利用者意見の反映に生かしている。また、「10.電源使用時の申請・管理」については、条例の規則に基づく様式があるが、パソコン持込利用等の身近な利用申請については指定管理者独自の簡略化した申請様式を導入し、市民活動利用かどうかの確認をしつつ運用している。「11.針使用の原則」は、これまでに運営協議会でも「使用した針がフロアに落ちている」などの利用者意見として取り上げてきているが、来館者の安全管理を徹底するため現在は「市民活動優先スペース」での使用に限定した運用としている。利用者には「12.ごみの持ち帰り」をお願いしており、館内にごみ箱を設置しないことにご理解をいただいているが、これまでに数件苦情も寄せられてきた。市民活動支援施設として、市民一人一人が自分でできることに努めることで、全体の環境が整備される視点や経費節減の視点から説明している。来館者数や案内対応数、相談対応数、印刷対応数などの日ごと、月ごとの推移を統計するための「13.利用者人数の管理と集計」も行っている。

次に、「情報掲示の対応」について、まず「14.チラシ・ポスター設置希望の受付」を市民活動の広報支援に対応できるよう、市民活動の活用かを確認できる申請様式を設けて受け付けている。この「15.掲示期間と更新期間」についても独自の基準を設け、2 カ月を上限とし、1 カ月の更新ができる仕組みとしている。「16.チラシラックのカテゴリー区分」を利用者が目的に応じて検索しやすいよう「イベント情報」「会員・仲間募集」「各種相談窓口」などの分類で設置している。また、利用者の社会に役立ちたい思いに応える情報を提供するため「17.ボランティア・得意技出前コーナーの申請と掲示」を総合案内近くの目に留まりやすいコーナーで対応している。地域活動の情報にも対応するため、さいたま市 10 区ごとの「18.公民館だより掲示コーナーの設置」し、見やすいサイズに揃えて掲示している。

次の「多目的展示コーナー利用の対応」については、条例に基づく申請方法が確定しているが、展示を希望する団体相互の理解や交流を促すため「19.利用希望団体調整会の実施」を継続してきている。また、展示に必要な備品についても「20.金具等貸出部品の貸出書式・管理方法」を独自に作成して、円滑な展示や備品管理に役立てている。また、展示機能の拡充に対応して、運営協議会での協議を経た「21.署名・販売・募金の規程」を策定した運用も行っている。

続いて、ロッカー・メールボックス利用の対応」についても条例に基づく対応であるが、運用面で利用団体の公平性を考慮し「22.ロッカー利用の制限（1 団体 1 施設利用限定)」を設けている。逆に、利用件数の少ない施設への運用として「23.メールボックス利用の複数利用」を進めている。また、「24.年度更新時の利用希望の手続き方法」を工夫し、団体の利便性向上に役立てている。

「資料コーナー利用の対応」については、利用者の情報の求め易さに配慮して「25.登録団体別・カテゴリー別・団体名五十音順別ファイル作成」を行い、2 年度~3 年度に一度「26.団体紹介票の活用と情報更新」を進めてきた。またコーナー全体では「27.カテゴリー区分」により、団体情報、市民活動センター情報、公共施設情報、市民活動運営に役立つ書籍などの分類している。さらに、毎日の新聞記事から市民活動にかかわる情報をチェックし、「28.新聞の切り抜きファイルの設置」を継続してきている。

「パソコンコーナー利用の対応」については、運営協議会でも協議を進めてきた経緯があるが、「29.利用登録方式と申請受付」方法を確立し、登録時の身分証明書等の提示を含め、「30.利用カード発行と管理方法」によるセキュリティ確保にも努めてきている。

「印刷室利用の対応」は、自主事業として運用してきているが、パソコンコーナー同様に、市民活動目的の利用に限定している。市民活動の目的や利用機材の確認ができる「31.申込方法と利用方法」、また、機種ごとの清算が機能的にできる「32.会計方法（場所・領収様式等）」で運用を進め、「33.各種サービス（用紙販売・大判プリンター等）」で利用者のニーズに対応してきている。

「事業の実施」の 34~52 については、前項で説明したため割愛する。

平：説明された内容について、あまりに多すぎて一つ一つ取り上げるのは大変であるが、継続してほしいなどのご意見をいただきたい。

滝澤：3 月末までは従前どおりとし、4 月 1 日以降に変化するのかを考えた場合、突然利用方法が異なることは考えられない。「利用のしおり」に示されている内容など、これまでの運用を踏襲し、もしも変更が必要である場合は丁寧に対応することが求められていると考える。利用者懇談会でも出されたが、特に心身に不自由な方への対応を丁寧にしていく必要があると感じている。例えば、利用者の不安一つである今後は登録継続できないのかという声に対しても、どなたが窓口に座っても丁寧に説明し対応することが必要あり、従前の中身と変わるなら、変更部分を可視化しなければならない。

織田：直営の前に説明会かお知らせを行う予定である。「利用のしおり」は問合せ先が指定管理者になっているため、変更する。

土橋：指定管理者の経験による個々の事業や運用のリスクマネジメントの踏襲が必要だと考える。裏に隠れた経験を引き継ぐことをお願いしたい。

平：今後、各運用についてお気づきの点は大工原さんか徳永さんに連絡をお願いする。指定管理者から織田委員に伝えることとする。

（５）その他の提案等

平：市議会への質問状を委員のご意見をもとに作成し、賛同者名有志として 1 月 26 日に議会事務局の秘書課長に渡した。末尾に「つきましては、これまでのサポートセンターの運営について、貴議会は、どういう点を不適切だとお考えなのか、何を問題と捉えられたのかについて、具体的にご教授いただきたく存じます」と、教えていただけるようお願いしている。通常 2 週間ぐらいで回答期限を設けるため、議会中ではあるが 2 月 9 日までに回答を求めている。秘書課長はともかく議会の判断なので、議長に渡すとのことで今は連絡待ちの状況である。

そのほか、ご意見はご質問があるか。

堀越：9 月議会で議員の指摘にあった「14 団体」の報告はいつなされるのか。

織田：調査が今まとまったところで、今後報告の予定であるが、いつかはまだ決まっていない。

平：議会に報告することで公表されることとなる。

堀越：結果が分からないのに、体制が変わるのは納得できないことを伝えておく。

平：それでは、本日の臨時協議会はこれで終了する。今後は 3 月の運営協議会の時点で、4 月以降の明確になったことを説明していただき、また本年度と指定管理第 2 期全体の評価を行う。3 月 20 日以降で事務局が日程を調整するが、1 時間 30 分では時間が短いため、約 2 時間の協議となることをご了承いただきたい。（合意して終了）